

国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構サイエンスパークセンター
施設利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構規程第7条第1項第3号に規定するサイエンスパークセンター（以下「CSPC」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 CSPCは、地域産学官共同研究を推進し、地域における関連人材育成及び研究成果の産業への展開を図ることを目的とする。

(利用の申請)

第3条 CSPCの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める千葉大学サイエンスパークセンター利用申請書により、学術研究・イノベーション推進機構長（以下「機構長」という。）に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、原則として希望する利用開始日の2か月前までに行うものとする。

(利用の許可)

第4条 前条第1項の利用の許可は、機構長が行うものとする。

2 機構長は、前条の規定による申請があったときは、その利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(利用責任者)

第5条 前条第2項による利用の許可を受けた申請者を、利用責任者とする。

2 利用責任者は、本細則及び許可条件を遵守するとともに、防火責任者を定め、施設・設備を適正に利用し、その保全に努めなければならない。

(利用期間)

第6条 利用期間は、原則として5年以内とし、機構長が必要と認めたときは、更新することを妨げない。

2 研究室等の利用期間の更新手続きについては、第3条及び第4条の規定を準用する。

(経費の負担)

第7条 利用責任者は、CSPCの運営費分担金及び電気料を負担しなければならない。

(利用許可の取消等)

第8条 次の各号の一に該当する場合、機構長は利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができるものとする。

- 一 利用責任者が本細則又は許可条件に違反したとき。
- 二 千葉大学サイエンスパークセンター利用申請書に虚偽の記載があったとき。

(施設及び設備の改修)

第9条 利用責任者は、研究室等の利用に当たり、施設及び設備の改修を行おうとするときは、別に定める千葉大学サイエンスパークセンター改修届により、あらかじめ機構長に届出なければならない。

(原状回復)

第10条 利用責任者は、研究室等の利用期間が満了したとき又は第8条の規定により利用を取消され、若しくは利用を中止させられたときは、利用許可を受けたときの原状に復するものとする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、CSPCの利用に関し必要な事項は、機構長が別に定めるものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。